

会議録

会議の名称	平成27年度第2回行財政改革推進委員会
開催日時	平成27年5月29日（金曜日） 午前9時から10時45分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道清孝委員長、原田久副委員長、鈴木文彦委員、中村良二委員 田中巖委員、牧野美佐子委員、渡辺文子委員 事務局：飯島企画部長、小関企画政策課長、萱野財政課長、南企画部主幹、近藤企画政策課主査、直井企画政策課主査、海老澤企画政策課主査、坂庭企画政策課主任、門倉財政課主査
欠席者	委員：上野淳委員
議題	議題1 公共施設等総合管理計画について （1）施設横断的な検討 （2）目標値の検討 議題2 平成27年度西東京市予算の概要について 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 公共施設等総合管理計画策定へ向けた、施設横断的な検討について 資料2 公共施設等総合管理計画策定へ向けた、目標値の検討について 資料3 平成27年度西東京市予算の概要
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>（開会）</p> <p>○横道委員長： 議題に入る前にご報告です。本日欠席の上野委員ですが、4月1日付けで首都大学東京の学長に就任され、その後も委員会参加に向け、調整いただいていたところですが、今後、委員会参加が困難との判断から、委員辞任の意向を示されており、現在、後任も含めて事務局にて調整中とのこと。</p> <p>横道委員長： 続きます、事務局より報告があります。</p> <p>○事務局： 前回、報告しました市民委員の欠員につきまして、公募選定の結果、本日まで出席の渡辺文子様をお願いすることとなりましたので、ただいまより委嘱状を交付いたします。</p> <p>（副市長より委嘱状を交付）</p> <p>○事務局：</p>	

続きまして、前回、議論のありました、議事録の取扱いですが、西暦、和暦の記載については、ご本人の発言に沿った記載とさせていただきます。
また、自治体名称について、そのままの記載とするかイニシャルで記載するかは、発言の内容等により事務局で判断させていただきます。

議題1 公共施設等総合管理計画について

○横道委員長：

それでは議題1のうち(1)施設横断的な検討について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

(資料1に沿って説明)

○横道委員長：

事務局より説明がありました。

本委員会がまとめた提言書に基づき、施設単体や施設の種別を越えた施設横断的な検討の視点について、「機能の視点」、「エリアの視点」、「時間の視点」という3つの視点が示されました。本日は、委員の皆様から様々なご意見をいただきたいと思えます。

○田中委員：

2点ほど意見を述べます。

1点目は、3つの視点のほかに、サービスの受け手としてだけでなく、住民自身が主体的にまちづくりに参加し、公共施設とはどうあるべきなのかということを考えるうえで、住民自治意識の育成強化機能という視点を加えても良いと思えます。施設の統合に関連づけて例を挙げますと、議会会議場と行政資料室、さらには図書館・公民館といったものを地域的に関連づけたり、議会会議場に行政資料室を併設し、住民自治意識の育成強化機能を持たせるといった検討の視点となります。

2点目は、「エリアの視点」です。住民としての実感ですが、地域により近隣市の施設のほうが利用しやすいという場合もあります。

現在、図書館は広域的な利用が可能となっておりますが、文化・教養施設やスポーツ・運動施設等についても、隣接自治体との広域的な共同利用について検討されても良いのではないかと考えます。国の公共施設等総合管理計画策定の指針においても、広域的な検討について示されており、サービス利用の観点からも検討の必要性があると考えています。

○原田副委員長：

私は田中委員の意見に半分賛成です。

説明のあった、3つの視点は、いずれも集約を前提にした議論と考えています。

公共施設等総合管理計画において、今後、老朽化が進み、施設の更新への対応を考えると全ての施設を持ち続けることができないため、機能が共通していれば、距離が近ければ、時間的にシェアできるのあれば集約しても良いのではないかと、という議論だと思います。

住民自治意識の育成強化も重要ではありますが、集約の論理とは異なるものだと思います。

ますので、他の3つの視点と並べると違和感があります。

○鈴木委員：

住民自治意識の育成強化機能の視点は、4番目の視点というより1番目の「機能の視点」に含めて考えると良いと思います。「機能の視点」として、田中委員が例に挙げた国会と国会図書館のような関係で、議会と資料室、図書館、公民館、集会所等が一体となった施設が必要という考えがあれば、検討することには賛成です。

また、「エリアの視点」では、沿線で考えるという視点もあります。東京都では特に私鉄沿線で生活圏・通勤圏が形成されていることから、沿線で機能のワンセット化を図るという考えもあり、検討してみるのも良いのではないかと思います。

○原田副委員長：

私が半分賛成と申しましたのは、「エリアの視点」です。物理的な距離というよりは、様々な交通手段を利用して、どれだけの時間がかかるかということだと思います。西東京市に限らず、近隣に目的の施設があれば利用する。利用料金が高いというのであれば、補助を出すなどして、必ずしも市域に限る必要はないと思います。他市の施設の場合、優先利用等の制約で利用しづらい部分もあるかとは思いますが、市域に限ったエリアの視点を持つ必要はないと思います。

○中村委員：

利用者のアクセスがポイントになると思います。

市民の皆様が、広く共通して利用する施設であれば、アクセスは重要になると思いますし、一部の方が利用される施設であれば、多少の不便さは許容できるといったこともあります。施設の機能、性質によってアクセスの重要度も含め、様々な軸で考えていかないと適正な配置というものは見えてこないと思います。

○牧野委員：

「時間の視点」において、日中は会議室、夜間は自習室といった例がありますが、今まさに子どもが試験期間中で、図書館等を利用する機会が多くなっています。利用時期が集中し図書館併設の自習室が利用できないこともあるため、公民館等、夜間未利用の会議室があれば、自習室の確保ができると思います。施設の集約、抑制には直接関係ないかもしれませんが、設置目的の異なる施設においても、会議室等を時間別にシェアすることができれば、市民サービスの向上につながると考えます。

○渡辺委員：

私も市民集会所を利用しますが、立地や施設状況等により、競争率が高く予約が困難な集会所と利用率の低い集会所があります。市民集会所以外で会場を探すとなると、使用料の問題もあり、なかなか集まることができません。スポーツセンターや公民館の空き会議室を活用し、様々な講座や自習室、特に高齢者が自由に利用できるスペースにできればと思います。

○鈴木委員：

2点ほど意見させていただきます。

1点目は、総量抑制を前提として、提言書にもあるように、複合化することにより新

たな付加価値を生み出すことが必要だと考えます。「機能の視点」を考えるうえで、そこで何をするかという「目的の視点」で考えると良いと思います。例えば、最近の流れとして課題解決型図書館があります。「調べものをする」、「社会教育活動の場とする」、「子どもの居場所とする」などの様々な目的に対し、「何ができるか」、「どのような効果を生み出すか」を考え、その機能に着目して統合するということです。経営学的にいうと上流・下流の考え方になりますが、どういった下流展開ができるのかを論点として考えると具体的な良いアイデアが出ると思います。

2点目、「時間の視点」での参考事例として、北九州市の中学校プールでは、入口を別にして日中は中学校プール、夜間は市民プールとして二毛作営業をしている事例があります。お城の隣に立地しており土地の付加価値も高く、角地は収益施設として貸し、建設費の一部に充てています。こうした事例も参考にされると良いと思います。

○横道委員長：

「エリアの視点」は、行政区域に縛られず、柔軟に考えたほうが良いと思います。また、「機能の視点」は新たな付加価値を生み出す視点が重要に思います。

施設目的を超えた有効活用については、具体的にどう進めるかも含め、今後も委員会で議論したいと思います。

○横道委員長：

続きまして、議題1の(2) 目標値の検討について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

(資料2に沿って説明)

○横道委員長：

提言書にあるとおり、今後の更新費用等を考えると、どこまで対応可能なのか、目標値を示すということで、公共施設等総合管理計画の策定において、総務省から求められている項目となっています。その目標値の考え方について、委員の皆様のご意見をお願いします。

○田中委員：

3点ほど意見を述べます。

1点目は、資料の中でいくつか不明な用語が出てきます。例えば(2)の指標にある「公共資産整備支出」は、大体の想像がつくものの、初めて目にする用語です。他に(1)の指標の算式において記載のある「経常的収支額に含まれる市債」、この場合の市債というのは、地方交付税で100パーセント充当できるような市債、減収補てん債等を意味するものと考えますが、普段、馴染みのない用語や説明が足りない部分がありますので、用語解説等を添えていただきたいと思います。

2点目は、(3)の指標において、公共施設等の整備に充当可能な基金として4種類の基金が挙げられていますが、まちづくり整備基金以外の3つの基金については、限定的な施設に充当するための基金と思われるので、一括りにせず、公共施設等の整備のための基金として統合整備されたほうが、この(3)の指標を有効に活用できるのではないかと思います。

3点目は、目標値の設定に当たって、(1)の「債務償還可能年数」は債務負担の抑制

の視点、(2)の「原価償却費に対する公共資産整備支出比率」は公共施設の建設を抑制する視点、(3)の「有形固定資産の更新資金手当率」は今後の更新需要に対する備えの視点での指標と考えますが、あくまでも目安となる指標だと思っておりますので、もう1点、実際の収入・支出について厳格にチェックできるものを用意する必要があると考えます。

○横道委員長：

1点目の用語については、事務局より説明していただきたいと思っております。

○事務局：

経常的収支額に含まれる市債はご指摘のとおりです。経常的経費は家庭でいいますと食費のように日常的に支出するもの、家の購入等による借金は臨時的経費となりますが、臨時財政対策債のように地方交付税の代替財源となるものについては、借金ではあるものの、経常的収入に含むという国のルールがあります。また、減収補てん債についても同様の扱いとなります。ただし、目標値を設定する際の指標としては、あくまでも借金として捉え、経常的に入ってくるお金としては、含めずに考えましょうということです。

次に公共資産整備支出です。今までの官庁会計では使用していませんでしたが、財務指標を地方自治体でも作成しなさいという流れの中で、総務省改定モデルの中で出てきた用語です。簡単に言いますと、建物を作ったり、道路を直したりする費用を会計に関わらず、すべて合算したものとなります。この指標を採用する場合には、分かりやすい表現にするか、用語解説をつけることを想定しております。

○鈴木委員：

今の説明を補足させていただきます。(1)の「債務償還可能年数」の指標における、市債現在高は「借金」、経常的収支額は「返済にまわせるお金」に読み替えると分かりやすくなりますが、分かりやすさは不正確さにも繋がります。分かりやすさを求めすぎるのは危険だと思っておりますので、用語解説を加えることをお勧めします。

○原田副委員長：

この資料2にある指標は、(1)から(3)まで異なる視点の指標となっています。目標値の設定にあたり、この中の1つないし2つを指標として取り入れるのか、3つとも必要な視点として考えているのかが不明なので、各指標を設定する理由についても説明が必要と考えます。

また、目標値を設定することで、どのような効果があるのかといった説明も加えると良いと考えます。

○事務局：

(1)の「債務償還可能年数」は、行革大綱においても9年以内を目標としています。経常収支額についてはある程度、将来推計をしておりますが、社会状況により国からの財政支援の動向も変わってきます。財政力が上がれば積極的な投資が可能となりますし、そうでなければ積極的な投資は困難となります。体力に応じた借金の金額を考え、今後、少子高齢化が進むのであれば、借金が増えなければ良いということではなく、当然、稼働年齢層の減少により財政力が弱まることも予想されるので、返済できる力がど

のくらいあるかという視点で、借金と財政力のバランスを考え、投資を抑制する指標として設定しています。

(2)の「減価償却費に対する公共資産整備支出比率」は、減価償却の終わった建物の取扱いについての課題はありますが、今後、施設の維持更新にどの程度、投資をしていくべきかという視点で、新たな投資をすべきかどうかの判断指標になるものと考えています。同じ視点でより良い指標があればご提案いただきたいと思います。

(3)の「有形固定資産の更新資金手当率」は、今後の更新費用として必要な額に対して蓄えがどれだけあるかを比率で示したものとなります。これについても同様の視点で別の指標があればご提案いただければと思います。

その他、他市の事例を挙げておりますが、これらの事例は、施設の更新にあたり不足する費用を、他の行革効果で補うという考え方で、本市では第4次行財政改革で考えている内容になります。施設自体の目標として、面積に変わる考え方で財政余力に合った施設の維持を考えるうえでは、直接的な削減には繋がらないものと考え、事務局としては指標として採用しておりませんが、ご意見があればお願いします。

○原田副委員長：

私としては、それぞれの指標が、「体力」・「これまで」・「これから」のような形で3つ揃うことが目標値として必要であることの説明がほしいということです。

目的に対して、どの指標が何をカバーしていて、していないのかがわかると、議論しやすいと思います。

○鈴木委員：

専門的で分かりにくいかもしれませんが、(1)の「債務償還可能年数」の指標は是非活かしていただきたいと思います。算式の作り方については様々な議論があり、できれば財務省の財務状況把握で採用している方式が最も正確な指標と考えますが、総務省指標の債務償還可能年数を使用したとしても、市債残高とフロー指標を兼ね備えており、良いと思います。銀行では格付に使用しますが、おおよその目安は常識的に15年です。現在の西東京市の水準も安全圏内で、目標値として掲げている9年というのは、かなりの優良団体を目指すものといえます。例えば、財務省方式で、債務償還可能年数を算出すると、T市などでは30年を超える年数となります。個人的には、西東京市は健全な部類に入っていますので、後々の足かせとならないような水準で目標値を考えていただきたいと思います。民間経営の指標は、正確性もあって良いのですが、民間と自治体の大きな違いとして、自治体は破綻さえさせなければ良いと思いますので、「15年を超えない程度の水準を維持する。」といった目標でも良いと考えます。

次に、(2)の「減価償却費に対する公共資産整備支出比率」です。おそらくは民間企業の設備投資の基準として、最終利益プラス減価償却費、いわゆるフリーキャッシュフローの範囲内に設備投資を抑える、という民間では一般的な常識を、公共用語に直したものだと思いますが、だとすると、減価償却費に経常的収支(利益)に当たる概念を加え、もう少し、支出に充てる財源を広げても良いのではないかと思います。

次に、(3)の「有形固定資産の更新資金手当率」です。減価償却を積立でと考えると、こうした考え方も良いと思いますが、世代間公平の視点で考えれば、起債で公共施設を整備しても良いと思いますし、有形固定資産の減価償却が進んだ分、それを基金で賄われているというのは必ずしも必要なことではないと思います。例えば、「行財政改革の指標として財政調整基金が標準財政規模の10パーセントを超える額をキープする」

といった、いざというときのバッファ指標というのは用意されていますので、それと代替しても良いのではないかと思います。

また、他市事例にある減価償却累計率ですが、これは除却をせずに、資産が積み上がっていくと悪化していく指標で、逆にいうと、まだ耐用年数が残っている施設を無理にでも除却すると良くなる指標なので、使い方には気をつけた方が良く考えます。

最後に、今後、バランスシートを整備するとすれば、一人当たりの有形固定資産であるとか資産額といった指標も考えられます。この場合、人口が減少した場合、総額も減りますが、1人あたりの福利厚生としての資産額は減らないはずで、こうした指標で一人当たりの資産額を減らさないことを目標に、総量抑制と1人あたりの福利厚生、サービス水準を減らさないことを両立するのが良いのではないかと思います。

○横道委員長：

指標の考え方や、指標設定の目的については、後日、事務局より、お示し願います。「債務償還可能年数」は行財政改革大綱でも使用している指標でもあり、9年を目標とするかは別として、意味のある指標だと思います。本議題については、引き続き議論していきます。

議題2 平成27年度西東京市予算の概要について

○横道委員長：

続きまして、議題2の平成27年度西東京市予算の概要について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

(資料3に沿って説明)

○横道委員長：

事務局より説明がありました。
ご意見、質問等ありましたらお願いします。

○田中委員：

24ページ・25ページの行財政改革の取組状況で、第4次行財政改革大綱アクションプランの今年度予算への反映状況について書かれており、行革効果として11億円弱ほどの財源が新たに捻出されたということですが、行革の目的は、必ずしも経費を削減したり、負担を増加したりする形で財源を生み出すことのみではないので、この部分を強調しすぎるのはどうかと思います。経常的事業を見直し、行革の効果として捻出された財源を、新たな投資的事業や必要な事業を継続実施するために充当したという流れが分かるような情報の提供方法やデータの作成をお願いしたいと思います。

○横道委員長：

情報提供等については、すでに取り組んでいる話で、財政白書等も毎年作成しておりますのでご理解いただきたいと思います。

横道委員長：

平成27年度予算規模が増加していますが、市の財政状況としては、平成26年度と比

較して改善したのですか。

○事務局：

予算ベースでの経常収支比率はあくまで参考ですが、平成26年度当初101.3パーセントであったものが平成27年度当初では99.9パーセントとなっております。歳出総額では過去最大となっておりますが、臨時的な部分が大きいという点と公債費の減、歳入では地方消費税交付金等の一般財源が増えたことによるものと考えます。

また、臨時財政対策債を除いた経常収支比率も平成26年度当初110.9パーセントであったものが平成27年度当初で106.2パーセントとこちらも改善傾向にあると考えています。

○原田副委員長：

市税の減少に関しては、人口構成等の変化によるものですか。

○事務局：

市税全般ですが、まず、法人市民税について国の法改正により一部が国税化され税率が引下げられたこと、都市計画税については税率の引下げによる影響が主な要因となります。その他の要因としては、法人市民税において市内の一部の主要法人の業績の落ち込みがあります。

○横道委員長：

法人市民税の一部国税化については交付税として地方に戻ってくるものと認識していますが、交付税はほぼ横這いなので、あまり戻ってきていないということですか。

○事務局：

合併特例債の算定換えが3割から1割に縮減された影響もあります。

また、法人市民税については平成27年度の下半期決算分から影響が出てくるものと考えており、交付税への算入はそれ以降となるものと思われま。

○横道委員長：

扶助費の伸率が収まってきたのは良い傾向だと思います。

○事務局：

収まってきたとはいえ、生活保護費のみで総予算額の10パーセント前後を推移しており、高止まりの状況にあります。

横道委員長：

特別会計における一般会計繰入金の状況はどうですか。

○事務局：

国民健康保険については、予算総額の増額に対し、一般会計からの繰入金は6千万円ほどの増加で、影響は少ないと考えています。介護保険では1億2千万円、後期高齢者医療では、1億3千万円ほどの増加となっております。

○横道委員長：

学校整備費用の影響は大きいですか。

○事務局：

今回、取得する土地は、最終的にはひばりが丘中学校を建て替えるための用地となります。新たに建設した校舎は、同じく建替えの必要な中原小学校を現地建替えするため、一時的に小学校として活用し、中原小学校の現地建替え後に中学校として使用します。

○横道委員長：

今回は用地ということで、今後、建設に係る費用が出てくるということですか。

○事務局：

仮設校舎の建設費用がかからないことと、最終的に中学校が移転した後の校地が有効活用できるというメリットがあります。一時的な投資はありますが、トータルでは学校2校分の新築建替え費用を抑制できる仕組みとなっています。

○横道委員長：

その他、ご意見等がありますでしょうか。

なければ、この議題についてはここまでとします。

議題3 その他

○横道委員長：

その他となりますが、何かありますか。

○事務局：

次回の開催は7月中を予定しております。後日、日程調整させていただき、決まり次第、お知らせいたします。

なお、庁舎統合方針（案）の市民説明会等を実施しましたので、いただいたご意見等につきましては、パブリックコメントと併せて、行財政改革委員会の皆様にお示しして、ご意見等をいただきたいと思います。

○横道委員長：

以上をもちまして本日の会議は終了します。ありがとうございました。

以上